

坂城町地域防災計画

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



本計画は、防災・減災に関する情報のデジタル変革（DX）の推進をはじめ、持続可能な社会を実現するため「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成を踏まえたものとしています。

坂城町防災会議

—目 次—

総 則

第1節	目的	51
第2節	計画の概要	52
第3節	防災ビジョン	53
第4節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	71
第5節	防災面からみた坂城町の概要	76

風水害対策編

第1章 総 則

第1節	過去に発生した風水害の特性	101
第2節	防災をめぐる社会構造の変化と対応	103

第2章 災害予防計画

第1節	風水害に強いまちづくり	151
第2節	災害発生直前対策	155
第3節	情報の収集・連絡体制計画	171
第4節	活動体制計画	173
第5節	広域相互応援計画	175
第6節	救助・救急・医療計画	178
第7節	消防・水防活動計画	180
第8節	要配慮者支援計画	184
第9節	緊急輸送計画	231
第10節	障害物の処理計画	233
第11節	避難の受入活動計画	234
第12節	孤立防止対策	271
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	273
第14節	給水計画	275
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	276

第16節	危険物施設等災害予防計画	277
第17節	ライフライン施設災害予防計画	301
第18節	災害広報計画	303
第19節	土砂災害等の災害予防計画	304
第20節	防災都市計画	307
第21節	建築物災害予防計画	308
第22節	道路及び橋梁災害予防計画	310
第23節	河川施設等災害予防計画	312
第24節	ため池災害予防計画	331
第25節	農林水産物災害予防計画	332
第26節	二次災害の予防計画	333
第27節	防災知識普及計画	334
第28節	防災訓練計画	339
第29節	災害復旧・復興への備え	342
第30節	自主防災組織等の育成に関する計画	371
第31節	企業防災に関する計画	373
第32節	ボランティア活動の環境整備	375
第33節	防災対策に関する財政措置計画	377
第34節	風水害対策に関する調査研究及び観測	379
第35節	観光地の災害予防計画	380
第36節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	382

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害直前活動	451
第2節	災害情報の収集・連絡活動	501
第3節	非常参集職員の活動	531
第4節	広域相互応援活動	571
第5節	ヘリコプターの運用計画	577
第6節	自衛隊の災害派遣	601
第7節	救助・救急・医療活動	605
第8節	消防・水防活動	608
第9節	要配慮者に対する応急活動	631
第10節	緊急輸送活動	635
第11節	障害物の処理活動	640
第12節	避難受入及び情報提供活動	661

第13節	孤立地域対策活動	701
第14節	食料品等の調達供給活動	703
第15節	飲料水の調達供給活動	707
第16節	生活必需品の調達供給活動	710
第17節	保健衛生、感染症予防活動	731
第18節	遺体の捜索及び対策等の活動	734
第19節	廃棄物の処理活動	738
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	740
第21節	危険物施設等応急活動	761
第22節	ライフライン施設災害応急活動	767
第23節	災害広報活動	801
第24節	土砂災害等応急活動	804
第25節	建築物災害応急活動	806
第26節	道路及び橋梁応急活動	808
第27節	河川施設等応急活動	809
第28節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	810
第29節	ため池災害応急活動	812
第30節	農林水産物災害応急活動	831
第31節	文教活動	833
第32節	飼養動物の保護対策	838
第33節	ボランティアの受入体制	839
第34節	義援物資及び義援金の受入体制	861
第35節	災害救助法の適用	863
第36節	観光地の災害応急対策	869

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	901
第2節	迅速な原状復旧の進め方	902
第3節	計画的な復興	904
第4節	資金計画	907
第5節	被災者等の生活再建等の支援	931
第6節	被災中小企業等の復興	935
第7節	被災した観光地の復興	936

震災対策編

第1章 総 則

第1節	過去に発生した地震災害の特性	1001
第2節	被害想定	1003

第2章 災害予防計画

第1節	地震に強いまちづくり	1051
第2節	情報の収集・連絡体制計画	(風水害対策編第2章第3節を準用)
第3節	活動体制計画	(風水害対策編第2章第4節を準用)
第4節	広域相互応援計画	(風水害対策編第2章第5節を準用)
第5節	救助・救急・医療計画	(風水害対策編第2章第6節を準用)
第6節	消防・水防活動計画	(風水害対策編第2章第7節を準用)
第7節	要配慮者支援計画	(風水害対策編第2章第8節を準用)
第8節	緊急輸送計画	(風水害対策編第2章第9節を準用)
第9節	障害物の処理計画	(風水害対策編第2章第10節を準用)
第10節	避難の受入活動計画	(風水害対策編第2章第11節を準用)
第11節	孤立防止対策	(風水害対策編第2章第12節を準用)
第12節	食料品等の備蓄・調達計画	(風水害対策編第2章第13節を準用)
第13節	給水計画	(風水害対策編第2章第14節を準用)
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画	(風水害対策編第2章第15節を準用)
第15節	危険物施設等災害予防計画	(風水害対策編第2章第16節を準用)
第16節	ライフライン施設災害予防計画	1056
第17節	災害広報計画	(風水害対策編第2章第18節を準用)
第18節	土砂災害等の災害予防計画	(風水害対策編第2章第19節を準用)
第19節	防災都市計画	(風水害対策編第2章第20節を準用)
第20節	建築物災害予防計画	1059
第21節	道路及び橋梁災害予防計画	1101
第22節	河川施設等災害予防計画	(風水害対策編第2章第23節を準用)
第23節	ため池災害予防計画	(風水害対策編第2章第24節を準用)
第24節	農林水産物災害予防計画	(風水害対策編第2章第25節を準用)
第25節	積雪期の地震災害予防計画	1104
第26節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	1106

第27節	防災知識普及計画	1108
第28節	防災訓練計画	(風水害対策編第2章第28節を準用)
第29節	災害復旧・復興への備え	(風水害対策編第2章第29節を準用)
第30節	自主防災組織等の育成に関する計画	(風水害対策編第2章第30節を準用)
第31節	企業防災に関する計画	1114
第32節	ボランティア活動の環境整備	(風水害対策編第2章第32節を準用)
第33節	防災対策に関する財政措置計画	(風水害対策編第2章第33節を準用)
第34節	震災対策に関する調査研究及び観測	1117
第35節	観光地の災害予防計画	(風水害対策編第2章第35節を準用)
第36節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	(風水害対策編第2章第36節を準用)

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害情報の収集・連絡活動	(風水害対策編第3章第2節を準用)
第2節	非常参集職員の活動	(風水害対策編第3章第3節を準用)
第3節	広域相互応援活動	(風水害対策編第3章第4節を準用)
第4節	ヘリコプターの運用計画	(風水害対策編第3章第5節を準用)
第5節	自衛隊の災害派遣	(風水害対策編第3章第6節を準用)
第6節	救助・救急・医療活動	(風水害対策編第3章第7節を準用)
第7節	消防・水防活動	(風水害対策編第3章第8節を準用)
第8節	要配慮者に対する応急活動	(風水害対策編第3章第9節を準用)
第9節	緊急輸送活動	(風水害対策編第3章第10節を準用)
第10節	障害物の処理活動	(風水害対策編第3章第11節を準用)
第11節	避難受入及び情報提供活動	(風水害対策編第3章第12節を準用)
第12節	孤立地域対策活動	(風水害対策編第3章第13節を準用)
第13節	食料品等の調達供給活動	(風水害対策編第3章第14節を準用)
第14節	飲料水の調達供給活動	(風水害対策編第3章第15節を準用)
第15節	生活必需品の調達供給活動	(風水害対策編第3章第16節を準用)
第16節	保健衛生、感染症予防活動	(風水害対策編第3章第17節を準用)
第17節	遺体の捜索及び対策等の活動	(風水害対策編第3章第18節を準用)
第18節	廃棄物の処理活動	(風水害対策編第3章第19節を準用)
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	(風水害対策編第3章第20節を準用)
第20節	危険物施設等応急活動	(風水害対策編第3章第21節を準用)
第21節	ライフライン施設災害応急活動	(風水害対策編第3章第22節を準用)
第22節	災害広報活動	(風水害対策編第3章第23節を準用)
第23節	土砂災害等応急活動	(風水害対策編第3章第24節を準用)

第24節	建築物災害応急活動	1181
第25節	道路及び橋梁応急活動	(風水害対策編第3章第26節を準用)
第26節	河川施設等応急活動	(風水害対策編第3章第27節を準用)
第27節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	1184
第28節	ため池災害応急活動	1186
第29節	農林水産物災害応急活動	(風水害対策編第3章第30節を準用)
第30節	文教活動	(風水害対策編第3章第31節を準用)
第31節	飼養動物の保護対策	(風水害対策編第3章第32節を準用)
第32節	ボランティアの受入体制	(風水害対策編第3章第33節を準用)
第33節	義援物資及び義援金の受入体制	(風水害対策編第3章第34節を準用)
第34節	災害救助法の適用	(風水害対策編第3章第35節を準用)
第35節	観光地の災害応急対策	(風水害対策編第3章第36節を準用)

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	(風水害対策編第4章第1節を準用)
第2節	迅速な原状復旧の進め方	(風水害対策編第4章第2節を準用)
第3節	計画的な復興	(風水害対策編第4章第3節を準用)
第4節	資金計画	(風水害対策編第4章第4節を準用)
第5節	被災者等の生活再建等の支援	(風水害対策編第4章第5節を準用)
第6節	被災中小企業等の復興	(風水害対策編第4章第6節を準用)
第7節	被災した観光地の復興	(風水害対策編第4章第7節を準用)

大規模な火事災害対策編

第1章 災害予防計画

- 第1節 災害に強いまちづくり…………… 1251
- 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え…………… 1253

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 消火活動…………… 1281
- 第2節 避難誘導活動…………… 1283

第3章 災害復旧・復興計画

- 第1節 計画的復興の進め方…………… 1284

林野火災対策編

第1章 災害予防計画

第1節	林野火災に強い地域づくり	1451
第2節	林野火災防止のための情報の充実	1453
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	1454

第2章 災害応急対策計画

第1節	林野火災の警戒活動	1481
第2節	発災直後の情報の収集・連絡体制	1482
第3節	活動体制の確立	1483
第4節	消火活動	1484
第5節	二次災害の防止活動	1485

第3章 災害復旧計画

原子力災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨	1501
第2節 防災の基本方針	1503
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	1504

第2章 災害に対する備え

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針	1531
第2節 情報の収集・連絡活動	1532
第3節 活動体制	1533
第4節 モニタリング等	1534
第5節 健康被害防止対策	1535
第6節 住民等への的確な情報伝達	1535
第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	1536
第8節 緊急輸送活動	（風水害対策編第3章第10節を準用）
第9節 飲料水、飲食物の摂取制限等	1538
第10節 町外からの避難者の受入活動	1539

第4章 災害からの復旧・復興

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

その他災害対策編

第1章 雪害対策

第1節 災害予防計画	1571
第2節 災害応急対策計画	1574

第2章 航空災害対策

第1節 災害予防計画	1577
第2節 災害応急対策計画	1578

第3章 道路災害対策

第1節 災害予防計画	1580
第2節 災害応急対策計画	1581

第4章 鉄道災害対策

第1節 災害予防計画	1583
第2節 災害応急対策計画	1584

第5章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画	1586
第2節 災害応急対策計画	1588

資料編

様式編

総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、坂城町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、町民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域にかかわる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによって、町域における土地の保全と町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の概要

第1 計画の内容

この計画は、過去に発生した災害の状況及び諸対策を基礎資料とし、想定される最大規模の災害を基準として、次の事項について定める。

1 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

防災上重要な機関の責務と災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置についての基本的な計画

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置についての基本的な計画

4 災害復旧計画

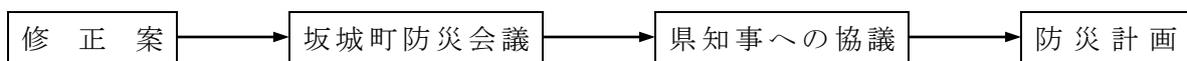
災害復旧の実施についての基本的な計画

第2 他の計画との調整

この計画は長野県地域防災計画に整合するものであって、この計画に定めのない事項は長野県地域防災計画に準ずる。

第3 計画の修正

防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災計画、本町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要あるときは速やかにこれを修正するものとする。



第4 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動を円滑に実施するための細部計画については、各課、各防災関係機関等において、あらかじめ定めておくものとする。

第3節 防災ビジョン

本町は、本州のほぼ中央、長野県の東北部に位置し、北及び西は千曲市、東及び南は上田市に接しており、町のほぼ中央を千曲川が流れている。

その千曲川に向かい東西より緩やかに山地が広がっている。山林火災も過去には起きているが、千曲川の氾濫を除いては、過去に大きな災害は少ない。

しかし、近年の都市化の進展に伴い、自然的条件、社会的条件も変化してきており、多様化する災害発生要因に対応し、防災体制の整備に努める必要がある。

第1 行政の責務と町民の心構え

町と国、県及び各防災関係機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災組織の充実と町民の防災意識の高揚を図る。

町民は、「自らの命は自らが守る」との認識に立って、地域、職場、家庭における各種災害を念頭において、近隣と協力しその実態に応じた防災対策を、自ら講じなければならない。

第2 防災施策の大綱

1 各種災害危険区域の把握のための調査

町域の災害の危険性を把握するため、各種調査を実施し、その結果を踏まえて、より実践的な防災計画を樹立し、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進する。

2 水害予防

都市化の進展、中山間地及び山林の荒廃に伴い、中小河川の内水氾濫の被害を受けやすくなっている。今後も各種治水対策を実施し、水害予防に努める。

- (1) 一級河川をはじめ、中小河川の改修整備
- (2) 土石流防止のための河川の堰堤、流路工事等の促進
- (3) 用水路、ため池等の改修
- (4) 治山事業の推進

3 急傾斜地等の災害予防

豪雨等に伴い生じる山崩れや、傾斜地での土砂災害、土石流は破壊力が大きく、多数の人的被害をもたらすことから、急傾斜地崩落防止のための施策など各種の土砂災害対策を講ずる。

4 火災予防

工業の町としての発展や都市化に伴い建物の密集化、大型化が進んでいる。これらの施設等に火災が発生した場合には、大きな被害が生じるおそれがある。また、当町の場合、林野面積が総面積の約67%を占めており、林野火災も憂慮される。平素から火災予防運動等を通じ、防火思想の普及に努めるとともに、消防組織の充実、消防施設の整備等消防力の強化を推進する。

5 地震災害予防

本町においては、過去に大きな地震発生記録はないが、今後も発生しない保証はなく、また、長野県が平成12・13年に実施した地震対策基礎調査では、本町の震度は想定東海地震が発生した場合4～5弱であり、1847年に発生した善光寺地震と同規模の地震が発生した場合その震度は5強～6弱と予想されている。したがって、今後も地震に対する防災対策の充実を図る。

- (1) 自主防災組織の育成強化
- (2) 地震予知・情報伝達網の整備
- (3) 発生に備えた資機材の常備の励行
- (4) 避難場所の周知と避難訓練の実施
- (5) 地震総合防災訓練の実施

6 防災通信設備等の整備

災害時の情報収集・伝達は、応急対策を進める上で重要な要素である。今後の高度情報化の進展をみながら、災害に強い通信システムの整備を図る。

- (1) 防災行政無線システムの充実と活用
- (2) 複層的な情報発信の充実
- (3) 地域衛星通信ネットワークシステムの活用
- (4) 通信関係機関等の連絡協力体制の確立

7 町民への防災知識の普及

災害の際、その被害を最小限にとどめるためには町民一人ひとりの日頃からの備えと災害時の適切な行動が大切であり、あらゆる機会を利用して町民に対し防災に必要な知識の普及を図っていく。

8 速やかな災害への対応

災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、防災関係機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施する。

また、民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度の災害発生を防止するため、被災施設の迅速かつ適切な復旧を図る。

第4節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、相互に助力し、町の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

6 町民

町民は、本町が実施する防災活動等に積極的に寄与するように努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 坂城町防災会議に関すること。
- (2) 公共土木施設、公共施設等の防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 防災のための調査研究、教育及び訓練に関すること。
- (4) 災害に関する予警報の伝達に関すること。
- (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (6) 避難指示に関すること。

- (7) 消防、水防その他応急措置に関すること。
- (8) 被災者の救助及び救護措置に関すること。
- (9) 災害時における清掃、その他保健衛生に関すること。
- (10) 被害時における文教及び交通対策に関すること。
- (11) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること。
- (12) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること。
- (13) 通信施設の確保及び整備に関すること。
- (14) 公共的団体、自主防災組織等の育成指導に関すること。
- (15) その他町の所管事務についての防災対策に関すること。

2 県

- (1) 長野県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。
- (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。

3 千曲警察署

- (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。
- (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (4) 遺体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること。

4 自衛隊（陸上自衛隊第13普通科連隊）

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除
- (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水支援

- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去

5 指定地方行政機関

(1) 関東財務局長野財務事務所

- ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事
- イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事

(2) 関東農政局（長野県拠点）

ア 災害予防対策

(ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事

(イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事

イ 応急対策

(ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事

(イ) 災害時における営農資材等の確保に関する事

(ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事

(エ) 災害時における農作物、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事

(オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事

(カ) 災害時における主要食糧の供給に関する事

ウ 復旧対策

(ア) 災害発生後の速やかな査定の実施及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事

(イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事

(3) 東京管区気象台（長野地方気象台）

ア 火山情報等の発表及び伝達に関する事

イ 防災知識の普及に関する事

ウ 災害防止のための統計調査に関する事

(4) 信越総合通信局

ア 電気通信の監理に関する事

イ 災害時における非常通信の確保に関する事

(5) 中部森林管理局

ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事

イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事

ウ 災害応急対策用材の供給に関する事

(6) 北陸信越運輸局

災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに自動車による輸送の確保に関すること。

(7) 長野労働局

- ア 事業場における産業災害の防止に関すること。
- イ 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。

(8) 関東地方整備局長野国道事務所

北陸地方整備局千曲川河川事務所

ア 災害予防

- (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。
- (イ) 機動力を活かした実践的な方法による防災訓練の実施に関すること。
- (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関すること。

イ 応急・復旧

- (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施に関すること。
- (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施に関すること。
- (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関すること。
- (エ) 所管施設の緊急点検の実施に関すること。

6 指定公共機関

(1) 日本郵便(株)信越支社

災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。

(2) 日本郵便(株)信越支社(坂城・南条郵便局、中之条・上五明簡易郵便局)

災害時における窓口業務の確保に関すること。

(3) 東日本旅客鉄道株式会社長野支社

- ア 鉄道施設の防災に関すること。
- イ 災害時における避難者の輸送に関すること。

(4) 日本貨物鉄道株式会社関東支社長野営業所

災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。

(5) 電気通信事業者(東日本電信電話(株)長野支店・(株)NTTドコモ長野支店・KDDI(株)中日本テクニカルセンター・ソフトバンク(株))

- ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。
- イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。

(6) 日本赤十字社長野県支部

- ア 医療、助産等の救助・救護に関すること。
- イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。
- ウ 義援金品の募集に関すること。

(7) 日本放送協会長野放送局

災害情報等の災害広報に関すること。

(8) 日本通運株式会社長野支店

災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。

(9) 中部電力パワーグリッド株式会社上田営業所

ア 電力施設の保全・保安に関すること。

イ 電力の供給に関すること。

(10) 東日本高速道路㈱長野管理事務所

上信越自動車道の防災に関すること。

7 指定地方公共機関

(1) しなの鉄道株式会社（坂城駅・テクノさかき駅）

地震災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。

(2) 土地改良区等

ため池及び水門の防災に関すること。

(3) 信越放送株式会社、株式会社長野放送、株式会社テレビ信州、長野朝日放送株式会社、長野エフエム放送株式会社

気象予警報、災害情報等災害広報に関すること。

(4) 厚生医療社会事業団体（医師会、医療機関等）

災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 株式会社上田ケーブルビジョン

災害情報等の災害広報に関すること。

(2) 産業経済事業団体（農業協同組合、商工会、森林組合、財産区等）

ア 坂城町災害対策本部が行う産業経済関係の被害状況調査及び応急対策活動への協力に関すること。

イ 農林水産物等の災害応急対策の指導に関すること。

ウ 被災商工業者、農林漁業者に対する融資のあっせん及び資器材の確保・あっせんに関すること。

(3) 自治区等の地域住民組織、社会事業団体、文化・教育団体（婦人会、PTA、体育協会等）

被災者の救助、救護、炊出し及び義援金品の募集・配分に関すること。

(4) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

それぞれの分掌事務についての防災対策に関すること。

第5節 防災面からみた坂城町の概要

防災についての諸計画策定の際の基礎的な事項として、町の持つ自然的・社会的な諸条件及び災害との関連にみる諸要因の概要は、次のとおりである。

第1 自然的条件

1 町域

坂城町は、長野県の北信・東信地域の結節点に位置し、北及び西は千曲市、東及び南は上田市に接している。東西約10.9km、南北約9.5km、周囲36.3kmで、面積は53.64km²である。

2 地勢

坂城町は、上田盆地から長野盆地に流下する千曲川を挟んで上田市下塩尻と鼠宿の間にある岩鼻から、千曲市磯部に隣接する苅屋原に至る南北に長く開けた町である。

網掛から上五明にかけての地区及び南条のしなの鉄道と千曲川堤防の間は明らかに千曲川の水路痕を示している。福沢及び出浦沢は扇端部まで完全な形態を示した扇状地を形成し、さらに右岸においては、谷川、御堂川、反町川から溪流が複合して中之条扇状地を作りあげている。

この広谷を挟んで西側に三ツ頭山(922m)、大林山(1,330m)、冠着山(1,252m)へと続く山系が、東側には太郎山(1,164m)、鳩ヶ峰(1,319m)、鏡台山(1,269m)をつらねる山系が町を抱きこむように走っている。

町の位置(坂城町役場)

東 経	138° 10′ 58″
北 緯	36° 27′ 32″
標 高	393m

3 地質

坂城町は、いわゆるフォッサマグナに属する。フォッサマグナとは“大きな裂けめ”という意味であり、第三紀中新生のはじめに、それまで陸地であった地域に陥没が起こり、南の太平洋から海が進入してきた。したがって厚い海成の地層が堆積したところであるばかりでなく、長い間、激しい火山活動を繰り返し、摺曲や断層によって複雑な構造を作っている。

中之条扇状地は古紀と新紀の堆積物によって構成されているが、古期堆積物は砂礫からなり、かつての千曲川の側方が浸食され、その後に新期堆積物で覆われた。

新期堆積物は、ほぼ410mの等高線沿いにその扇端部が見られ、現千曲川の氾濫原を覆っている。

坂城町では、地層と地形がほとんど一致していて、標式地のように地層の上下関係が変わる所は少ないが、御所沢北方では黒色～暗灰色の砂質泥岩層である。

また、福沢川の流域では砂質泥岩が優勢で砂岩と互層する所もある。

4 気 候

坂城町は、本州の内陸高地にあり、東海型気候と北陸型気候との中間に位置して、中央高地の、しかも内陸盆地の気候を持っている。冬季多雨の北陸型の影響も少なく、また、夏季多雨型の東海型の影響も少なく、年間を通じて降水量が少なく晴天の日が多い。ここ10年間の平均降水量は772.6mmであって、これは日本の最も雨量の少ない地帯の一つである。

第2 社会的条件

1 人 口

坂城町は、昭和30年に坂城、南条、中之条の旧三町村が合併し、さらに昭和35年には村上村が編入し、人口1万5千人で地形、行政とも最も適した規模としてスタートした。千曲川沿岸地帯の千曲市との一定のまとまりの中で活力ある発展を続けてきている。

人口は、1万4千人程度で、現在は減少傾向にある。

2 交 通

坂城町には、千曲川に沿って、東岸を国道18号、しなの鉄道及び西岸を県道が南北に通り、交通運輸の大きな役割を果たしている。昭和62年には坂城大橋が、続いて63年には鼠橋が相次いで竣工し、東西を結ぶ大動脈が完成した。

さらに平成8年には、上信越自動車道及び県道坂城インター線が完成し、続いて平成9年には長野新幹線が開業し、高速交通網時代が幕開けした。

一方で、生活道路としての国道18号は、近年の交通量の増加に伴い渋滞が著しかったが、国道18号上田坂城バイパスの建設促進により、平成22年3月には上田市小泉から当町の鼠橋までの2.3kmが開通し、さらなる延伸及び県道坂城インター先線の開通により、渋滞の緩和、交通事故防止が期待されている。

3 産 業

○工 業

坂城町の工業は、戦時中の疎開工場や誘致工場から始まり、昭和50年代には全国でもいち早くFA化に取り組み、高付加価値化を実現させるなど、めざましい発展を遂げてきた。概況は、約200の企業が集積し、従業員約6,200人、製造品出荷額約2,224億円で、高い技術力と創造性に富んだ県下有数の「テクノのまち」として知られている。また、住工混在の解消に向けて、テクノさかき工業団地や坂城インター工業団地の整備も行われてきた。

これまで築いてきた工業立町としての足腰の強さをバネに、(公財)さかきテクノセンターや工業支援機関などと連携を図り、環境と調和を図りながら工業振興を推進している。

○農 業

坂城町の農業は、平均耕作面積がおよそ39アールと小規模であるものの、昼夜の温度差が大きく、降水量が少ない地理的条件を活かした果樹栽培や花きの施設園芸などに特化した産地化が図られてきた。

近年は農業者の高齢化と農業生産人口の減少により、農地の遊休化や農業生産量の低下など

の課題があるものの、果樹を中心に生産振興が進められている。

なかでも、ぶどうはシャインマスカットの高単価を背景に生産量が伸びており、町内ぶどう生産の47.6%を占めるほか、種なし巨峰が22.5%、ナガノパープルが16.1%といった順位で、出荷量合計537.9tを誇る基幹品目となっているほか、りんごはサンふじ38.1%、シナノスイート19.5%、つがる19%、秋映11.8%と続き、出荷量合計933.1tとなっている（ながの農協令和元年実績）。

また新たな品目として、現在ワインぶどうの産地化にも取り組まれており、町内ワイナリーへの原材料供給により、多様な銘柄のワインやシードルの製造販売がなされているほか、今後ワインツーリズムなどの観光分野への波及も期待される。

施設園芸ではバラ栽培のほか、トルコギキョウの生産に力を入れているほか、新たにベッチーズブルーなどの新品目の導入が図られている一方、施設栽培によるトマト栽培など、新たな取組も始まっている。

○商 業

坂城町の商業は、坂城駅周辺を中心とした中心市街地の商業集積地から、郊外の大型店舗等に商業活動の中心が移行している状況にある。

一方、中心市街地においては「けやき横丁」（商業インキュベーター施設）をはじめ、「鉄の展示館」、「坂木宿ふるさと歴史館」などの商業観光施設の整備や、アクセス道路・駐車場の整備を進め、賑わいの創出に努めている。

平成14年にオープンした「びんぐし湯さん館」は年間約25万人の集客、また同年に開園した「さかき千曲川バラ公園」にもシーズン中4万人を超える愛好者が訪れている。